

## 第 98 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 4 年 11 月 7 日（月） 午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

### 2 開催場所

盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10 プラザおでって 3 階 大会議室

### 3 出席者

#### 【委員 11 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩（会長）

大河原 正文 ※途中出席

大 嶋 江利子（リモート）

大 西 尚 樹（リモート）

久保田 多余子（リモート）

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司（リモート） ※途中出席

平 井 勇 介（リモート）

前 田 琢

#### 【専門調査員 1 名 敬称略・五十音順】

山 崎 朗 子

#### 【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

#### 【事業者】

株式会社大京・株式会社タカラレーベン

東急不動産株式会社

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 5 名・リモート 4 名の計 9 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

(1) (仮称)盛岡菜園プロジェクト 第2種事業の判定について

(初めに、希少動植物等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得ました。)

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)盛岡菜園プロジェクト 第2種事業の判定について」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫であればリアクション(挙手)ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。それでは、資料No.3の1番、事業規模について、齊藤委員から追加の御質問があればお願いします。

[齊藤委員]

特にありません。

[伊藤歩会長]

はい。他の委員の皆様はいかがでしょう。ないようですので、続きまして、2番以降は騒音関係になります。2番については私の方から、防音シートの件で質問させていただいております。回答については、規制基準を下回る見込みだということで、私の方では納得いたしました。皆様はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは続きまして3番、走行ルートに関する質問ですけれども、回答にありますように、この場合には予測結果に差がないということで、私の方では理解いたしました。皆様はよろしいでしょうか。基本的には西側の方に車両を出していくということになるかと思います。

次に4番目、大型車が西行きと同じように加算されているということですが、ここはあくまでも代表断面において工事車両を加算することで予測したということで、私の方では理解しました。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、5番から10番までが騒音で、永幡委員の方から御質問をいただいております。それに対する1回目の事業者さんからの回答が資料No.4です。本日は、永幡委員がまだ参加されていないということですので、私の方で簡単に確認したいと思います。

もう一つ追加の資料がありまして、資料No.4の補足というものがあります。5番から7番に関して、事業者さんから回答はいただいておりますが、それでは十分に理解できないということで、追加で永幡委員の方から質問していただいて、それに対して、再度事業者さんの方から回

答をいただいたものになります。なお、本日永幡委員が遅れて参加するという事なので、再度の回答を受けて、事前にコメントをいただいております。

まず、質問No.5 補足については、建設機械騒音の建設敷地外での最大値が、山留工事で規制値ギリギリ、そのほかの工事でも規制値まであと 1dB という結果となっている。何かあったら、すぐに規制値を超える可能性がある状況ですので、騒音の低減策、影響回避策については、徹底していただきたいという意見がございました。これについて、事業者さんからコメントをいただけるようでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[事業者]

あくまで御提示させていただいたのは予測値となりますので、工事の計画段階でも、十分に騒音の低減等を図るよう対策を講じたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい。永幡委員の最初の御質問では、仮囲いをしているときに、0.1mの距離のところの評価をしているが、それが最大値になるかどうかは分からないのではないかと御質問でした。それについて、再度予測をしていただいて、規制値ギリギリになるので十分に検討して欲しいということで御意見があり、それに対して、そのように対応するというように理解しましたが、よろしいでしょうか。

[事業者]

はい。

[伊藤歩会長]

わかりました。ありがとうございます。5番のところ、他によろしいでしょうか。それでは、6番のところですけども、同じく永幡委員からの御質問で、工事中の騒音と車両の出入りによる騒音の複合的な影響をきちんと検討すべきではないかという御意見だったかと思えます。7番のところでも、高さ方向をきちんと考慮して、影響を評価して欲しいと。それについて、高さ方向でも考えて、再度回答していただいたものが、資料No.4の補足のところになります。回答では、高さ方向で予測をされていて、基準値には満足しているということかと思えますが、それについて、永幡委員から追加でコメントをいただいております。どうも高さ方向で見ると、5階あたりで騒音レベルが一番高くなるということで、周辺住民の方に対して、特に騒音レベルが高くなる作業がいつごろ、何日ぐらい続くのかということをご丁寧に説明することが必要であると。それから、騒音レベルが特に高くなる作業については、土曜日や夏季休業中は避けるといった追加の配慮があった方がよいという御意見をいただいております。そちらについては、いかがでしょうか。

[事業者]

はい。いただいた御意見も十分考慮しながら、工事計画に反映するようにいたします。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。そのようにお願いしたいと思います。ここまでが7番のところになります。それから、8番、9番、10番のところは、永幡委員も御回答で納得されているかと思えます。そのほか、委員の皆様から騒音に関して御意見ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。齊藤委員お願いします。

[齊藤委員]

5番、7番の補足回答のところに「工事量の平準化を図る」と記載があります。ここで評価されているのは、マックスのときでも超えないという結果だと思いますが、平準化を図ればさらにそのマックス値が下がるため大丈夫。低減効果になるんだという解釈でよろしいでしょうか。それとも、平準化を図ることによってクリアできるという意味なんでしょうか。

[事業者]

例えば工事車両につきましては、1日の中でも、狭い時間帯で予定している車両が全部来るということではなくて、1日の中でもゆとりを持って計画を立てていくと。作業が短期間に集中しないような形で、騒音に係る影響の低減を図っていくという工事計画の立て方で、周辺環境にも配慮しながら対応していきます。

[齊藤委員]

平準化することによって日程に変更はないということでしょうか。時期によってはどうしても忙しい時期と、そうでない時期というものはあるかと思いますが、平準化することで工期がずれ込むということはないんですか。

[事業者]

あくまでも工期の中で、集中しないような形で計画を立てていきます。

[齊藤委員]

分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

11番の水質のところですけども、私の方からの質問ですが、排水等については下水道の方に排水されると。上下水道局さんと協議して、適切に排出処理を進めるということで、理解いたしました。

それから、続けて12番の水質ですけども、こちらの方は、地下水への影響ということで、質問させていただきました。どのくらいの深さまで基礎が入っていくのかということで、約6メートル程度という御回答をいただいて、地下水への影響はないように配慮するというものでした。これに関連しまして、今回、地下の方の縦断図というものが出されていないですね。地質の方は、概要書の5-33ページのところに地質図がありまして、N値が記載されていますが、その基礎が6メートルまでということで、地下水の水位よりも深いところに基礎を作ることにな

るかと思います。N値からいうと、その6メートルのあたりで大丈夫なものなのか気になったんですが、それはいかがでしょうか。

[事業者]

現在、構造計画はしている段階でございます、こちらに関しては、今回コンクリート一部基礎免振構造という構造で、計画をさせていただいております。今こちらに記載しているのは、あくまでも建物の一番下端の基礎のレベルでございます、皆様御承知だと思いますが、実際は地盤が軟弱になっておりますので、そちらは杭工事を当然行わせていただいて、支持層に定着するという方法を取らせていただいております。

こちらに記載しているものに関しましては、できるだけ基礎の底版をあげることによって、影響を極力少なくしたいという内容で記載をさせていただいております。

[伊藤歩会長]

基礎の方はどのくらいの深さになるのかということと、それによって地下水への影響があるのかどうかということろはいかがでしょうか。

[事業者]

現状、詳細設計まで完了しておりませんが、影響が少ない形で設計の方を進めさせていただいております。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。影響のないようにお願いしたいと思います。他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、13番以降、日照に関する質問になります。本日伊藤絹子委員は御欠席ですが、13番のところ、日照に関しては私も同じような質問をさせていただいております。建物が20階建てということで、かなり高くなりますので、日影の部分を予測し、資料を追加していただきました。それが別添資料1ということになりますけども、こちらの方、やはり計画建物が建つと日照時間が2時間くらいになる範囲が増えるということです。周辺住宅等の立地状況の図が概要書の3-9ページのところに記載されていまして、青い部分が住居になりますけども、すぐ北側の住居は、前の建物があったときでも、同じような日影の時間ということですが、そのさらに北の道路を挟んだところにまた住居がありまして、ここの日影になる時間は増えてしまうという結果かと思えます。

ですので、そういう状況になるということを住居の所有者さんや住民の方に丁寧に説明して、コミュニケーションをとっていただければと思います。

それから、タワーパーキングが西側にあるんですけども、そちらの高さというのはどのくらいになるのでしょうか。

[事業者]

今のところ、地盤面から45メートルほどを予定しております。

[伊藤歩会長]

事前に、建物と建物間の距離について質問させていただきましたが、先ほどの別添資料1の裏面、資料12ページの下に、その距離を示していただいております。北側の住居に関しては、約12メートルということで距離は取れているかと思いますが、敷地境界から建物までの距離というのは、大体どのくらいの長さになりますか。西側は境界からタワーパーキングまで、それから北側も境界から建物まで、大体どのくらいの距離になるのか教えてください。

[事業者]

北側は、大体10メートルほどになります。西側につきましては、1メートルになります。

[伊藤歩会長]

わかりました。それから、西側に建物がありますので、その窓と窓が向かい合っているような場合には配慮していただきたいということですが、そのような計画をされるということで、理解いたしました。

そのほか、日照に関して追加で御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。齊藤委員お願いします。

[齊藤委員]

例えば日照の件で、今住居に住まれている方が、今まで日照の問題はなかったのに、1時間程度短くなると、それがどうしても気に入らなくて、なかなか合意形成がうまくいかない。例えばそういったときに、どういったことで日照が確保できるのか、もし分かれば教えていただきたいんですが。1時間というところなので、あまりないかもしれませんが、例えばどういった措置を取れば日照というものが確保できるのか。何か知見等あれば教えてください。

[事業者]

日照に関しましては、当該区域は商業地域ということで認識させていただいております。商業地域は、建築基準法上では日影規制はありませんが、できるだけ配慮していこうということで、隣地から距離を離したり、建物と建物の離隔をとったり、現状伊藤会長からお話いただいた内容をなるべく実施するという形で進めさせていただきます。

逆に1時間という形ですけれども、建物を高くして、できるだけ板状にしてしまうと日照の影響が大きいのものもございまして、なるべく周りに隣地をとるということで建物を高くさせていただきまして、日照の影響を少なくしているという御説明になるかと思っております。建物の配置を変えるなど、いろんな計画はございますけれども、現状はこの事業計画で考えております。

[齊藤委員]

特に計画を変えたり、向きを変えたりということではなく、現状どういった措置があるのか、単純に聞いたかったところでした。あまりそういった事例はないということですね。わかりました。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。他に日照に関して、ございませんでしょうか。なければ、次に移りたいと思います。

続きまして、景観に関してですが、16番は伊藤絹子委員の御質問になりますので、これについては飛ばします。いただいた御回答で大丈夫かと思えます。それから17番に関して、現地調査をしたときに前田委員の方から御質問があった件ですけども、こちらは追加でございませうか。大丈夫ですか。続きまして18番、三宅委員からの御質問ですが、本日は御欠席ということで、これに対する追加の御質も特になかったということですので、この内容で納得されたものと考えたいと思います。それから19番、齊藤委員からですが、こちらはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。20番に関しては永幡委員がまだ参加されていませんので、こちら飛ばしたいと思えます。

ここまでのところで、景観に関して追加で御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。一番問題になるのは、岩手公園のところから岩手山が見える位置ということかと思えますが、そこは外れているということです。特にならなければ、次に進みたいと思えます。

続きまして21番の廃棄物ですけども、こちらは私からの質問で、ごみ収集車がどのようにごみを収集するのかということですが、道路に停車して収集するというので、納得いたしました。22番、石川委員からも同じような御質問をいただきましたけども、大丈夫ですか。他の委員の皆様もよろしいでしょうか。

次に23番その他ということで、私の方から、出入りの部分だけ車両の進む方向が示されていますが、それをもう少し広めに示していただきたいという趣旨の意見でした。それに対して、できるだけ西側の大きな道路を通過して、通学・通勤時でもできるだけ避けるということで御回答をいただいておりますので、私としてはそれで理解しました。車両の通行ルート等で、何か追加でございましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それから、24番についてはこちらで結構です。25番も誤字だと思いますので、こちら結構です。あとは事務局の方から、日影それからビル風、電波のところ指摘を受けております。こちらについて、コメントをいただけるのであればお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

[事業者]

こちらは補足情報ということで記載されてございますけれども、今回、概要書の検討の段階で確認した結果、一般的な事務所など、そういった建物があるエリアの風区分になっておまして、強風になるような影響はないということで確認しておりました。

また、重要無線通信電波伝搬路の方も、当該事業地は該当していないということで確認しております。

[伊藤歩会長]

特に問題ないということですね。これについて、追加で御意見・御質問ありましたらお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事前の質問コメント等に対してお伺いしましたが、そのほか、全体的に追加で御

意見・御質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。前田委員お願いします。

[前田委員]

参考までにお聞きしたいのですが、同じ菜園で、今別のマンションを建設されていると思います。レーベンと書いてありましたが、来るときにその前をちょうど通ったら、建設反対という看板が出ていましたけども、何か問題が起きているのでしょうか。もし差し支えなければ、教えていただければと思います。

[事業者]

菜園の件ですが、私から言えることとしましては、問題は今のところ解決しているという認識でございます。看板が出ているというのは事実ではあります、今管理組合の方と話はさせていただいて、看板の撤去を依頼しているような状況でございます。

[前田委員]

どういう問題かについては、明かせないということですか。

[事業者]

はい。控えさせていただければと思います。

[前田委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。非公開に関する御質問もありませんか。それでは、アセス手続を行う必要があるかどうかについて、資料No.2の第2種事業の判定の基準に照らして、審査会としての結論を出す必要がありますが、結論を出す前に委員と事務局のみで審議を行いたいと思います。事業者の方は、一度室外で待機をお願いします。傍聴人の方はそのまま結構です。

(事務局が事業者を室外に誘導しました。)

[伊藤歩会長]

それでは、委員の皆様からアセス手続の要・不要についての御意見や、アセス不要であっても、環境保全の見地から配慮すべき事項として、付帯的な意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。齊藤委員お願いいたします。

[齊藤委員]

第2種事業の判定基準につきましては、いずれも該当するものではないと私は判断いたします。盛岡市長からも該当しないという結果ですので、まずその点についてはいいと思います。



ただ、最後に前田委員からお話が出た件が、また同じことが起きかねないというところです。おそらく合意形成とか、そこの部分なのかなと思います。環境影響評価に直接かかわるかどうかは分かりませんが、そこのところをしっかりと対応していただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。永幡委員の方から一つコメントをいただいております。アセスメントが必要かどうかという点については、必要ないでしょうということではあるんですけども、5番から7番のあたりで御意見をいただいたように、工事の種類によっては、周辺住民に対して極めて大きな影響を与えることが予測される。この点について、周辺住民との十分なコミュニケーションを図るとともに、低減策、影響回避策について徹底していただいて、必要に応じて追加の低減策を積極的に加えることを強く求めているという御提案をいただいております。

他にいかがでしょうか。私の方も一つ、ここで問題になるのはやはり騒音の問題と、それから日照、日影の問題になるかと思います。齊藤委員、それから永幡委員も同じようにおっしゃっていますけども、十分に説明して合意形成を図っていくことを積極的に行ってほしいということを付帯意見として付けてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。リモートで御参加の方も、よろしいでしょうか。

それでは、他にないようでしたら、事務局から第2種事業の判定の基準への適合性をどのように整理されているのか、説明をお願いします。

[事務局]

(判定の基準には合致しないと考えている旨説明しました。)

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。それでは、アセス手続は不要とさせていただきますが、付帯意見を付けるということでよろしいでしょうか。リモートで御参加の方もよろしいですか。

それでは、判定の結果は不要ということではありますけども、環境保全の見地からの意見もございましたので、後ほど事務局でそれらの意見を取りまとめて、事業者さんの方に伝えていただければと思います。それでは、審査会としての結論がまとまりましたので、事業者さんをお呼び願います。

(事務局が事業者を室内に誘導しました。)

[伊藤歩会長]

それでは審査会の意見をお伝えします。判定基準に照らして審議した結果、当該事業の実施により環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないことから、審査会としては、環境影響評価手続は不要と考えます。ただし、騒音や日照に関して懸念される点がございますので、説明会を開催するなど、周辺住民の方と積極的にコミュニケーションをとっていただいて、合意形成を図って進めたいと思います。事務局においては、この結果を踏まえ、事業者及び盛岡市に対して、書面により正式に判定結果及び付帯意見を通知していただくようお願い

します。

以上で、議事（1）の審議を終了とさせていただきます。事業者の方は、お疲れ様でした。退室されて構いません。なお、ここで約 15 分休憩を入れたと思います。14：20 から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[伊藤歩会長]

それでは再開いたします。初めに、事務局から専門調査員の御紹介があるということですので、よろしくお願いいたします。

[事務局]

（新任の専門調査員の紹介を行いました。）

(2) (仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業 計画段階環境配慮書について

[伊藤歩会長]

ありがとうございました。それでは審議を再開いたします。議事の（2）「(仮称)岩手大船渡陸前高田風力発電事業 計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

（環境影響評価に係るこれまでの手続状況を説明しました。）

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。リモートで参加されている委員の皆様も説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫でなければリアクション（挙手）ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。それでは、事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。

まず、資料No.7の1番から5番までは想定区域に対しての御意見・御質問になります。最初に、齊藤委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[齊藤委員]

はい。私のみならず、ほとんどの方が同じ質問をされていたかと思います。「保全区分 A 及び B に該当する区域については特に留意の上、現地調査を実施いたします」という回答をいただきましたけども、配慮書の段階で、自然環境が優れている A 地域、B 地域もそうですが、特に A 地域のところを最初から除外しなかったという点については、調査した上で判断しますというのは回答になっていないというのが正直なところだと思います。調査して除外することは確かにあるかと思いますが、除外できなかった、ここにもう建てる予定があるというようにも読み取れてしまうので、もう少し説明をお願いしたいと思います。

[事業者]

今回、配慮書段階で保全区域、エリアの一部を風力発電機の設置予定範囲から外せなかった要因ですけれども、岩手県自然環境保全指針に示されている優れた自然の保全区分について、メッシュの保全区分を決定する具体的内容が公表されていなかったため、当該基準と本配慮書の調査及び予測結果との整合性について、配慮書段階で検討するには情報や知見が少し不十分だったのかなというところで考えております。

[事業者]

補足をさせていただくと、今おっしゃっていただいた中で、そこに建てることありきのようなお話があったと思いますが、それは、全く考えてございません。説明重複しますけれども、実際にA及びBの区分のところは何かしらベースとなっている情報等あろうと思えますし、必要に応じて協議の中で情報を得ていく、ないし調査を進める中で現況を把握して、そこに重大な環境影響を及ぼすということが避けられないのであれば、そこに配置するという考え方はないのかなと思っております。その点は御安心いただいて、しっかり配慮して進めていきたいと思っております。

[齊藤委員]

メッシュサイズも大きいので、その矩形がそのまま全部というのは、実際にあり得ることではないとは思っています。ですから、その矩形の中に入っている、あまり自然度が高くない場所の中にはあるのかもしれないんですが、やはりそういうことも考えた上でやってほしい。情報が無いというのも、もちろん配慮書ということで最初の調査をする前段階なので、それもわからなくはないんですが、最初にそこも設置予定区域に入れてしまっていないと、そのあとから入れることができないという、そういった考えなんだろうとは推察しますが、やはりここはなるべくなら避けて、他のところが比較的予定区域として取れているので、何もここは、あえて入れなくてもよかったのかなと思います。多分いただいた以上の回答はないと思うので、意見なんですけれども、そういう気持ちがありましたというコメントとさせていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。それでは、2番のところは櫻井委員の御質問ですが、本日欠席されておりますのでここは飛ばしまして、3番私からですが、4番のところ、鈴木委員からも同様の御意見をいただいておりますので、よろしければ鈴木委員の方から先にお願いたします。

[鈴木委員]

御回答に関してはもう仕方ないといえますか、ここについてはこれ以上の御回答は得られないのかなと思っております。4番のところ、事業者回答に「御指摘のとおり、矛盾が生じている点があったため」と書かれていますので、記述に矛盾があることは、お認めいただいているものと認識しました。この後の議論の方で関連で気になるところがございますので、後ほどお願いします。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございます。私も同じような意見を3番で出させていただいて、齊藤委員と同じような意見になりますが、やはりこれだけ重要な区域があるにもかかわらず、そこをあえて選ぶということは、環境保全よりもむしろ事業を最優先しているような計画であるというふうに思わざるを得ないと感じています。御回答も「配慮書のここに書いてあるとおりで」という御回答ですよね。「13 ページに記載のとおりです」ということで、そこに書いてある内容をただもう1回書いているだけという。やはりこれでは誠意が見えないというか、配慮書ですので、このように配慮しましたという記述がないと、これからこのようにやりますでは、やはり十分ではないというふうに私は思いました。これは意見です。

それでは、次の5番のところも同じような御意見ですけども、本日高橋専門調査員は欠席されておりますので、ここも飛ばします。それから6番目、今度は騒音になりますけども、石川委員の方から追加でありましたらお願いいたします。

[石川委員]

回答については、読ませていただきました。これまで、環境影響評価で様々な事業を見てきましたけども、かなり近いところに住居があるなという印象です。0.5 kmずつの枠を2 kmまで作っているということは、2 kmまではあまりよくないのではないかということを経営者の皆さんもある程度認識されているような気がします。今後いろいろ配慮されるということですので、近くの住民の方に対し、健康も十分配慮してやっていただければと思います。

[事業者]

ありがとうございます。一旦 500m という数字になっていますけども、今後配慮して進めていきたいと思っています。今回大船渡市長意見、陸前高田市長意見の中においても、やはり騒音というのが一つ気にされているところだと思いますし、明確にいくつ離せばいい悪いという議論ではないと思っていますので、地元の意見も聞きながら、しっかりと調査をして、その結果を地元にもしっかりと共有しながら、どこだったら事業の余地があるのかというところを話しながらやっていきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。平井委員お願いします。

[平井委員]

先ほどの石川委員の御意見は、そのとおりだと思います。この2 km圏内にこれだけの住宅の戸数があるというのはなかなか見ないところだったんですが、お聞きしたいのは、住民とのコミュニケーションをとるというときに、これまでの例であれば、集落単位や自治会単位とされている事業者さんが結構いらっしゃったんですけども、4,000 戸数くらいの数になると自治会単位といってもかなり多くなると思います。住民とのコミュニケーションの単位はどのようにお考えなのか、教えてください。

[事業者]

ありがとうございます。実現できるかというところは未定ですけども、基本的には2 km圏内にこだわらずに、できるだけ多くの方々と直接お話をする機会をとっていきたいと思っております。おっしゃっていただいたように、地区の数に関しては非常に多く、大船渡市さんであったり、陸前高田市さんに、上位となる、各地区をまとめたような立ち位置のコミュニティーもありますので、今そちらとお話をさせていただいておりますが、計画が具体化していく中では、騒音にかかわらず、可能な限り細かい単位で、可能な限り多くの方と直接お話できるようにしたいと思っております。

[平井委員]

自治会の上位の組織というと、連合自治会のようなものを想定しているんですけども、それでも結構な数になると思いますが、どのくらいの数になるのでしょうか。

[事業者]

大船渡市で4、陸前高田市で4など、それぐらいだったと記憶をしております。

[平井委員]

想像以上に大きい単位ですね。分かりました、ありがとうございます。

[事業者]

今の連合自治会は、自治会をまとめる単位ですので、実際の自治会の数でいうと、その10倍くらいはございます。

[平井委員]

了解いたしました。

(永幡委員が出席されました。)

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは7番も騒音ですけども、永幡委員が加わったということですので、追加でもしございましたらお願いします。

[永幡委員]

欧州向けのガイドラインなども見てくださるようなので、今の段階としてはこれで結構です。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは次に8番ですけども、風車の影について、私の方から意見を述べさせていただきました。御回答としては、環境保全措置として、風力発電機の配置や機種を検討を想定しているということです。風車の影について、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に9番、水環境になりますけども、保安林に関して、石川委員の方から追加でありましたらお願いします。

[石川委員]

資料を作っていただいてありがとうございました。非常にわかりやすかったです。右下の方が国有林の水源涵養保安林になっています。最初の方で議論になっていた、優れた自然の保全区分Aもここにかぶっています。こういうところを、実際に風車が建てられるのかどうか、よく精査していただければと思います。

[事業者]

はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、保全区分Aになっている理由がこれかというところも含めて、しっかりと検討して参りたいと思います。

[伊藤歩会長]

それでは続きまして11番、水環境になります。私からの意見で、主要な河川だけでなく、小規模な河川や沢などを調べていただいて、こちらの図書の方に記載していただきたいと思います。そういった調査をしていただけるということです。それから大船渡市さんの方からも御意見ありましたように、この辺り水源になっていますので、それについても十分注意して検討していただきたいと思います。

[事業者]

大船渡市さんからも御意見あったとおりで、水源が多く存在してございますので、そのあたりも踏まえた上で、今後調査の計画をさせていただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。水環境については、次の12番、13番が伊藤絹子委員からの御意見になります。12番については、先ほどと同じような御意見になろうかと思います。それから13番については、水域生態系について、食物連鎖のところきちんとアユを追加していただきたいということですが、これは追加していただけるということによろしいでしょうか。

[事業者]

はい。御意見いただいたとおり、食物連鎖図にアユを追加いたします。

[伊藤歩会長]

はい、お願いいたします。他に水環境について、御意見・御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、14番、15番の地形地質になりますけども、大河原委員は遅れて参加されるとのことでしたので、後ほど伺いたと思います。続きまして16番から、鳥類ということで前田委員から御意見・御質問をいただいておりますが、追加でございましたらお願いいたします。

[前田委員]

まず16番ですが、猛禽類に関するヒアリング結果が出ていないと指摘したところ、ヒアリングはしていたと。していたけれども、営巣地が特定されるため、載せなかったという回答でした。ヒアリングで、営巣地がどこにあるかと言う回答しかもらっていないわけではないと思います。支障がある部分は控えるのは当然ですが、それ以外にもいろいろ言われていると思いますので、それをなぜ載せなかったのか、まずはそこをお聞きしたいと思います。

[事業者]

今お話がありましたとおり、営巣地以外の情報というのもございました。その際、営巣地が特定されないような表現に心がけるとか、営巣地以外の内容も、保全にかかわらないような表現に直すとか、そういった部分をもう一度再考しまして、公表できる内容は公表していきたいと考えております。今回その部分をまだ精査できていなかったものですから、公表するような状況に至っていないというのが、今回配慮書に載せていない理由になります。

[前田委員]

公表もしなければいけないものだと思います。営巣地以外にもいろいろとコメントをもらっていると思いますが、具体的にどのようなことを言われましたか。

[伊藤歩会長]

すみません。もし非公開の部分に関するものであれば後でお願いしたいと思いますので、そこは御注意願います。

[事業者]

はい。営巣地が本当に特定されるような場所というのは、ヒアリングでも得ることはできなかったんですけども、ある程度のエリアというのは、ヒアリングでも御教示いただきました。本当にピンポイントではなくて、このあたりという形になります。

[前田委員]

肝心なところが、この事業に対して、有識者がどういう意見なのかということですけども、イヌワシ等の観点から、結論としてどういう回答を受け取っていますか。

[事業者]

結論的にいただいている御意見というところかというと、ちょっとハードルが高いというふうには伺ってございます。具体的なところは一旦、ここは控えさせていただきます。

[前田委員]

はい。私がこのヒアリングされた方から直接聞いたところでは、この事業は絶対に駄目だというふうに言うておいたと聞いておりますので、そういう内容をお聞きになったと思います。これをきちんと書いて出さなくてははいけません。今もう配慮書が縦覧中ですから、まずはそれを急いで追加・訂正して出してください。ただ、期間が短いので、縦覧期間を延ばすとか、き

ちんとパブリックコメントを受けられるように、このヒアリング結果も含めて見られるように、まずはその措置をお願いします。16番については以上です。

[事業者]

ヒアリングの結果とかそういう情報の中身を含めて、載せないという判断をして、縦覧の方法に定められた期間以上に実施をしておりますので、一旦そこはそれなのかなとは思っております。一方で、御指摘の内容はよく理解ができますので、公表というのはなかなかハードルが高いかなと思っているんですけども、対応については検討したいと思います。

[事業者]

今の公表の点に関して、配慮書段階では、今我々が回答したとおり、ヒアリング結果は載せていないんですけども、次の方法書の段階では、調査の方法ですとか、今前田委員がおっしゃったとおり、イヌワシの保全の観点も含めて、公表できる内容で記載できるようにしたいと考えております。

[前田委員]

それでは遅いわけですよ。配慮書の段階で、この事業が駄目だという意見が有識者から出たということ、今の段階で出さないと、何の意味もないわけです。方法書に進んでからこんなのがあったと言っても、それはもう段階として遅くなります。今の段階でやってください。

[伊藤歩会長]

すみません。事務局に確認したいのですが、そういった措置というのは可能なのでしょうか。

[事務局]

可能というよりも必要だと思います。アセス省令の中でも、調査の手法の留意事項の中に、文献その他の資料を収集し整理し、解析する手法（重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から科学的知見を聴取する手法）というのがございます。本県にとってイヌワシは、重大な環境影響を把握する上で極めて重要な種でありますので、ヒアリングした結果を載せないというのは、非常に問題があると思っています。

先週環境省及び経産省にもこの旨報告したところ、経産省においては、ヒアリングした結果を載せないというのはあり得ない話というようなコメントをいただいております。また、環境省の方からも、環境影響評価法はそもそも環境保全の観点からよりよい事業とするために、各段階で、一般の方々、地方公共団体をはじめ、有識者の方から広く意見を聞いて、その結果を評価に反映させる制度であって、この配慮書段階での有識者に対する意見及びそれに対する対応については、この法の趣旨に照らせば、根幹的な内容であるというようなお話もいただいておりますので、事業者にとってはぜひそのような対応が必要だと事務局でも考えております。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。コンサルさんの方、いかがでしょうか。



[事業者]

今の御意見も踏まえて、今後どう対応できるのかは、事務局さんも含めて協議していきたいというふうに考えております。公表しないといけないという話もよく理解しましたが、一方で、言葉が悪いですが、イヌワシの専門家からここは絶対駄目だと言われましたが、じゃあ一体なぜ駄目なのか、どういったデータがあるので難しいのかといったところまでは、秘匿の情報もありなかなかヒアリングできない部分もありますので、我々としては、今後調査をしながら、難しい部分にはもちろん建てないようにしながら進めていく方向で考えておりました。そのあたりも含めて、ヒアリングをした先生にもお話を聞きながら、引き続き検討していきたいというふうに考えています。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方はいかがでしょうか。

[事業者]

はい。同様の認識でおります。県の方とも会話しながら、どうするのかというところを検討して参ります。

[伊藤歩会長]

はい。やるべきことはしっかりやっていただかないと、配慮したという内容にはならないと思いますので、ぜひ前田委員からのコメントにあるように行っていただければと思います。他にいかがでしょうか。16番のところ、よろしいでしょうか。

それでは17番、高橋専門調査員は本日御欠席ですが、関連して、他に御質問ございましたらお願いしたいと思います。

[前田委員]

すみません、16番のところ。ヒアリングの内容を載せる場合は、内容を変えないでください。都合のいいように解釈して変えないで、言われたとおりに出してください。他の案件で、それを怠ったために訂正したという事業者もいますので、そこはよろしくお願いします。

[事業者]

はい、承知しました。一方で、営巣地がここにあるとか、この辺りがどれくらい飛んでくるのかというところは秘匿情報ですので、そのあたりは隠すことも踏まえて、配慮書もしくは方法書に載せる文案を有識者に見てもらって、その了解を得た上で掲載していきたいと考えています。

[伊藤歩会長]

はい。できるだけ配慮書の方で対応していただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。櫻井委員お願いします。

[山崎専門調査員]

16 番にかかわるような内容なんですけど、私初めてなので、あまり詳しい進め方について理解してないところもあります。専門家へのヒアリングというのは、大体何人ぐらいに伺っているものなのでしょうか。専門といっても結構同じ題材で何人かいて、いろんな御意見をそれぞれお持ちだと思うんですけども、そこで1人だとかいうふうに絞ってしまうと、間違っている、正しいということは別にして、やはり偏ったような意見が出てくるということもあると思うので、可能であれば複数の専門家の方にいろいろ聞いた方がいいのかなと個人的には思います。

[事業者]

御意見ありがとうございます。本件では今、猛禽類の専門家は1名しかやり取りできていない状況ですので、複数名ヒアリングできるように検討していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。16番、17番のところ、よろしいでしょうか。なければ18番、前田委員からありましたらお願いいたします。

[前田委員]

この事業地でおそらく問題になるものの一つとして、イヌワシの生息があるわけです。生息していることは以前より調べて分かっておりますので、既にここにも書いてありますけれども、複数つがいが出て、その周辺にもいて、このエリアに盛んにやってくるということは、もう事実として情報提供しているわけです。こういった重要な場所に風力発電を建てると当然ながら甚大な影響が避けられない。これももう分かっていることです。そのため、今配慮書ですので、このエリアは非常に問題が大きいので、見直してくださいというふうをお願いしているわけです。

回答はよく分からないんですけども、結局、調査をしてみなければというような、そういう回答が多いんですけども、確かに調査をすればいるのが分かると思いますが、そうすると、またこれからかなり時間も費用も労力もかかってくるので、その前に、今ある情報で回避できることはしようということで、できているのがこの配慮書だと思います。ですから、この配慮書の段階で、このエリアはすべてイヌワシに対して不相当であるということが、先ほどの有識者の意見にもありましたように出ているわけですので、それを考慮しないと配慮書の意味がなくなります。実際に、こちらでも、ちょうど一昨日と昨日、現地に行って大規模な調査をしました。岩手大学の学生さんとかにも御協力いただいて、あと環境省にも来ていただいて、大人数で調査をしてきたところですが、この事業想定区域に、イヌワシが盛んに飛び回っておりまして、非常に重要な場所だというのは改めて調査して分かっています。このようなところですので、そうした事前情報も、それから営巣地の存在も分かっているのですから、それをぜひとも考慮して、見直しをしていただきたいというのがこちらからの意見です。

先ほど他の回答の中で、建設ありきではないので安心してくださいといったような御回答がありました。ですので、ここに作らなくてもいいということをおっしゃったわけです。それから、事業者の方に、この場所に作らないと他に候補地はないのですかと以前お聞きしましたら、

他にも候補はありますというふうに回答されました。ちょうど複数案と同じですが、他にもいろいろな候補がある中で、たまたまここを選んで出してきたという状況だと思います。そして、その場所がいろんな面から問題が大きい、特にイヌワシの問題が大きいとなったわけですから、ここは立ち戻って、他にある候補を検討すると。これが配慮書の正しいプロセスになりますので、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

[事業者]

ありがとうございます。ちょっと回答というか、一部ニュアンスが少し違うかなというところがございまして、以前、直接お話をさせていただいた中でのお言葉を引用いただいたのかなと思っているんですけども、ほかにも候補があるとか、いくつかある中でここという考え方ではなくて、我々としては、この場所についてできるのかできないかも含めて、あとは規模感、エリア含めて今後検討していくということだと思っております。複数案、ゼロオプションというところを設定してございませんけども、今おっしゃっていただいたように、重大な懸念があるというのが科学的に根拠をもって判断されたときに、それを無理やり進めていくという考えは持ってございません。そこはおっしゃるとおりだと思っております。

現状御指摘いただいている内容に関して、やはり我々会社をやっていますので、口頭で特段根拠なくおっしゃっていただいた内容に関して、だったら検討もうやめましょうということではないと思っております。検討していく中で調査を踏まえて判断していくことだと、そういうことだと捉えてございます。

[前田委員]

繰り返しになりますが、調査するまでもなく、非常に問題がある状況だと、そういうふうにお伝えしているわけです。それをきちんと受けとめていただきたいんですね。その辺はよろしいですか。

[事業者]

はい。問題があるとの意見としては受けとめております。それだけで判断をすることが現時点ではできないということです。

[前田委員]

ですから、その判断をしてくださいということです。こういう状況ですから、ここは不適切ですと言っているのです、それに対して判断をしてください。

[事業者]

前田委員がおっしゃるとおり、ここにいるんだからやめるのは当たり前だという御意見も、確かにあると思います。一方で、事業者の側からすると、実際どのくらい飛んでいるのか、どこを飛んでいるのか、どのペアが飛んでいるのかという情報が何もないうままです、我々も飛んでいるには飛んでいるんだとは思いますが、程度や頻度、その辺の状況がまだ何もない中では、事業者としても、なかなか判断がつかないということです。

ですので、もしそういう御意見がいただけるのであれば、そういったことも含めてしっかりと

したデータを示していただいて、御意見をいただけると、検討できる材料が増えるかと思いますが、今の段階では、メッシュの情報と、ここが危ないですよという情報しかない状況なので、正直なところ難しいというところです。

[前田委員]

データがどうしても必要ということであれば、提供できなくもないかと思しますので、それを見ていただければわかると思いますが、ほぼ全域を非常に高頻度で飛んで、飛翔線を入れると全部埋まるような、そういう状態です。そういうことになっているのが事実なんですけれども、それであれば調査は要らず、判断してもらえますね。

[事業者]

データの内容が分からない中ではありますけれども、我々が考えているような調査及び結果を御提供いただけるのであれば、それを元に事業の判断をするということもあり得る話かと思えます。

[前田委員]

あくまで自分で調査をしないと、というような姿勢に見えますが、これは配慮書ですから、調査をしないと分からないということを言うと配慮書の意味がなくなってしまうので、これだけ出ているという情報を十分考慮していただきたいというのを重ねてお願いしたいと思います。

それから、最後に別な情報ですけども、つい2日前に、陸前高田市の博物館が新たにオープンしました。被災して、新たに復興でできたんですが、その中でイヌワシの展示もされています。剥製は流されてしまったので、新たに精巧な模型で作ったイヌワシを展示していますので、ぜひ見ていただきたいんですけども、陸前高田の地域の生態系のシンボルとして、やはりイヌワシというのがあるわけです。そうやって博物館に出るような、そういう生き物なわけです。その生き物が、風力発電ができてしまったことで、もう陸前高田にはいなくなったんだよと。そういうふうになったとしたら、非常に残念なことです。そのあたりも十分に考えて、事業の判断をしていただきたいと思えます。ぜひお願いします。

[事業者]

ありがとうございます。会話の中で少し反論のようになってしまいましたけれども、この猛禽類の話もそうですし、基本的に無理やり進めようという考え方は持っていません。今お話ありましたけれども、特に地元の方々に御理解いただかないと事業はできないと思っていますので、無理やりやるということはありませんので、その中で御理解いただけるようなプロセスを踏んで検討を進めていきたいと思えます。

[事業者]

いろいろと御意見をいただきましてありがとうございます。我々としてもいろんなデータをいただきたいです。それを踏まえて事業ができるのか、できないのかというのを総合的に判断していきたいと思っております。配慮書のこの場もそういった御意見がいただける場というこ

とで、今日いろいろな御意見をいただけて、非常にありがたいと思っております。前田委員にも、ぜひ具体的なデータをいただけると大変ありがたいなと思います。我々もただ単に発電所を作りたいということではなくて、事業を進めていく上で、2030年、2050年の再エネの導入目標を踏まえて、会社としてそこをクリアするために何としてもやらなければならないというところも含めて、進めている事業でございます。ただ、反対の意見もたくさんある中で、単にそれだけで事業ができないというとなんも進められなくなってしまいますので、いろんな方の意見をお伺いして、実際は本当にどうなのかというところを、事業者としてしっかり判断して進めていかなければいけないと思っておりますので、ぜひ御提供いただければと思います。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。事前にある程度の情報はあるのではないかと私は思いますけども。はい、鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

18番について、前田委員と事務局にお聞きしたいんですが、これは非公開の質問ではないんですよね。この程度の内容であれば公開可能という判断をされているということでもよろしいですか。そうしますと、今までの議論で推測する限り、ヒアリング内容に公開できない情報がたくさんあったというふうには思えません。18番には結構詳細なことが書かれているように私には思えるので。やはり、有識者のヒアリング結果を載せるべきだったんだろうなというふうに考えます。

あと、先ほどの1番、2番あたりの質問と絡めて申し上げますと、岩手県の自然環境保全指針の保全区分Aというのは、そこはぜひ変更を避けてくださいという、岩手県としての意見が込められているエリアです。その裏には、どんな情報、どんなデータがあるかは隠されていますが、ヒアリング結果をもとにすれば、イヌワシ営巣地があるんだろうなということは、推測できることだろうと思います。Aだからといって、そこで設置を回避するという判断にはならないという御回答でしたが、岩手県としては、環境保全指針としては、そこは調査するまでもなく変更を避けて欲しいエリアということで、区分している場所というふうに認識していただきたいという意見になります。

[事業者]

コメントありがとうございます。まず保全指針の決め方の話ですが、今県のホームページで公開されていますが、どう決めたのかというものまでは記載されています。ただ、イヌワシの営巣地があるからそれがAランクかというところ、そういう決め方はなされてないというところですね。イヌワシとかAではないというところも踏まえて、現場を見ながら検討していきたいと思っておりますし、AとBとCとDとEに分かれていますので、その前段階で自然環境の7段階の区分ですとか、そういったものもありますので、その辺の情報も踏まえつつ、現地調査を行って、より現場のデータをしっかりと収集した上で、事業の影響を極力低減できるよう検討していければというふうに今の段階では考えております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。次の 19 番も高橋専門調査員から同じような御意見かと思いません。続きまして 20 番に移ります。生態系に関してですが、伊藤絹子委員から意見が出されていまして、食物連鎖のところ、もっとリターなどにも考慮していただきたいということで、こちらについては追加していただくということでお願いしたいと思えます。生態系で他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして 21 番の景観のところですけども、私の方から意見を出させていただきました。今回配慮書ということで、様々な観点について、どういった配慮がなされているのかということ、この場合には景観について把握したいということで、例えばフォトモンタージュの例を示していただいて、どのように見えるのかといった基本的な情報を提供していただきたいと思って、意見を述べさせていただきました。こちらについては、準備書でということですが、私が求めているのはそんなに細かいことではなくて、大体こういうふうに見えるといったことをスクリーニング的に示していただいてもおかしくないのではないかなと。むしろそういうことを積極的に示さないと、言葉が悪くなると、何かこう隠しているような印象も受けますので、そういったところを積極的に出していただきたかったなということですよ。

それから 22 番は三宅委員からの御意見で、やはり氷上山のことについて、意見が出ています。23 番のところも高橋専門調査員から、同じような御意見をいただいています。それから 24 番は鈴木委員から、こちらでもフォトモンタージュの御意見をいただいておりますけれども、鈴木委員の方から追加でありましたらお願いいたします。

[鈴木委員]

二つほどございまして、一つは質問ですが、配慮書縦覧中に、住民の方々からどのくらい意見が来たのか教えていただけますでしょうか。

[事業者]

今縦覧期間中でして、11月9日まで御意見を頂戴しているところでございますけれども、現在は、事業者あてに届いているものが3通ほどございます。そのほかの大船渡市、陸前高田市、住田町に縦覧箇所を設置してございますけれども、そちらに関しましては、11月9日以降に確認させていただければと思っております。

[鈴木委員]

分かりました。もう一つ、どのような意見が配慮書に対して寄せられたかというのは、方法書に掲載されますか。

[事業者]

はい。御理解のとおり方法書に省略等せず、そのまま記載させていただきます。

[鈴木委員]

分かりました。ありがとうございます。

これは要望になりますけれども、こちらの回答の方には、フォトモンタージュを作成し、住

民説明会で示す予定。そして、その意見を踏まえた上でフォトモンタージュを作成し、その結果を準備書に示すと書いてありますが、住民説明会だけでは、おそらく全く不足だろうと思われれます。住民説明会に参加できない市民の方々にはものすごくたくさんいらっしゃると思いますが、景観という公共財が毀損される恐れがあるということを考えると、もっと広く意見を聴取する必要がある案件だろうと思われれます。陸前高田市長からの意見にも詳しくありましたが、特に陸前高田市民にとっては、氷上山という景観を構成する要素がいかに重要かということがしっかり書かれていますよね。そのことを踏まえたと、単に住民説明会で説明するだけでは全く不十分だろうと思われれます。住民説明会に参加できない市民にも意見を言う権利がありますので、それをできるだけ広く受けとめる機会を考えていただきたいと思う次第です。

例えば私の提案としては、公共施設の訪問者にアンケートを取るといったようなアイデアを出しましたが、もっと良い方法があればぜひ検討していただきたい。私としては、全市民にアンケートをとってもいいぐらいの問題になると思われれますので、ぜひ積極的に、フォトモンタージュを公開して意見を吸い上げていただきたいと思われれます。

もう一つ疑問なのは、フォトモンタージュを住民説明会などでお示しして、それに対する感想や意見などをどのように反映するか、そのステップが見えてきません。意見を聞いてものすごく反対が多かったら、配置計画を見直して、別のフォトモンタージュができますよね。それをまた公開してまた意見をもらってとなると、最小でも2回のやりとりが必要になってくると思われれます。ですので、準備書に1回フォトモンタージュを出すだけだと、ステップが一步足りないまま評価書にいつてしまうのではないかと。率直に言うと準備書にフォトモンタージュを載せるだけでは遅いと思われれます。私の意見としては、方法書の段階から早めに仮設置位置を決めたフォトモンタージュを作って、そこから住民説明をしていけるような、一步早いプロセスが必要かなと思われれますが、それについて、どのようにお考えかお聞きしたいと思われれます。

#### [事業者]

ありがとうございます。全くおっしゃるとおりだと思われれておまして、現状先ほどの陸前高田市長からの意見にもございましたし、あと我々今住民の方とお話を始めている中でも、やはりここは意識されていらっしゃるポイントかと。方法書でフォトモンタージュを示す、準備書で示す、段階を踏むこともそうですし、必ずしもアセスメントの流れだけにとらわれ過ぎずに、おっしゃっていただいたとおり、可能な限りいろんな方の目に触れていただいて意見を吸い上げていくというところを、やっていきたいと思われれます。具体的なやり方というところ、やはり地元の組織の話とかもありまして、どのようにやらせていただくのが一番効率的かというところも検討していく必要があると思われれているところでした。考え方としてはおっしゃっていただいたように考えておられます。

#### [伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。私の意見で、やはり祈念公園から見た場合にどういうふうに見えるのかという程度は、準備するのもそんなに難しくないのではないかと。こういったところに、追加資料とかで出していただくのがやはりいいのではないかと思われれますが、そのあたりはいかがでしょうか。もっと早い段階でという意見になってしまうかもしれませんが。

[事業者]

今時点は準備がなくて、この場には間に合っていないんですけども、アセスの前などにかかわらず、早期に検討していきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

やはり風車の高さを考えると、それがどういうふうに見えるかというのは、皆さんイメージできないと思います。ですので、ぜひ早めにお願ひしたいと思ひます。他にいかがでしょうか。景観のところ、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、25番は私の方で、できるだけそういう活動の場は避けていただきたいという意見です。それから26番は永幡委員からの御意見ですが、いかがでしょうか。

[永幡委員]

方法書で調査法などを提案してくださるといふことなので、最低限はそれでいいかと思ひますが、せつかく配慮書というものがあるので、どこに配慮しなければいけないかというのをしっかりと出していくべきだと思ひます。ほんとは今日の時点で、配慮書が出てくる時点で、どういふ人と自然との触れ合いの活動の場があるのか、それがどのくらい音の影響が出そうなのか、そういうことで2kmくらいまできちんと円を引いて調べているわけですから、それに重ねればいいだけの話なので、その資料をきちんと出していただきたかつたなという意見です。

[事業者]

御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

[伊藤歩会長]

はい、よろしくお願ひします。他にいかがでしょうか。それでは、全体で新しく追加で御質問ありましたらお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。事務局の補足情報はよろしいでしょうか。水源の方は、大船渡市さんでも陸前高田市さんでもあるので、配慮をお願ひしたいとのことです。よろしいでしょうか。非公開に関してはいかがでしょうか。

[石川委員]

この場ではイヌワシの営巣地がどこにあるかというのは分からないんですけど、非公開で場所を教えていただけるといふのであればお示ししていただきたいと思ひますが、難しいでしょうか。

[伊藤歩会長]

前田委員いかがでしょうか。

[前田委員]

営巣地の場所というものは相当セキュリティーが厳しいので、非公開でもここというような話にはできませんが、この地域にあるぐらひは大丈夫です。



[事務局]

よろしければ一旦非公開の時間を設けていただければ。

[伊藤歩会長]

分かりました。それでは、非公開の方に移らせていただきます。傍聴人の方は退席をお願いします。

(事務局が傍聴人を室外に誘導しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは公開にしたいと思いますので、お願いします。

(事務局が傍聴者を室内に誘導しました。大河原委員が出席されました。)

[伊藤歩会長]

それでは審議の方を再開させていただきます。公開のところで進めます。資料No.7 にまた戻っていただいて、大河原委員がいらしていただきましたので、14番と15番の地形地質のところ、もし追加で御意見・御質問がありましたらお願いしたいと思います。

[大河原委員]

14番につきましては、当該地区は花崗岩質岩石、礫岩、石灰岩、粘板岩からなるという記載がございます。花崗岩は、通常は硬い岩石ですが、東日本大震災の宅地造成の時にいろいろと調査をされ、予定よりも深くマサ化していて、かなり弱いというデータが出ております。当該地区もその可能性はありますので、よく調査をされた方がよろしいかと思っております。

[事業者]

御意見いただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、環境影響評価とは別途になりますけれども、基礎に関しましてはきちんと土壌調査を行いまして、ボーリング調査などを実施しますので、結果を踏まえた上で事業計画を検討したいと考えております。

[伊藤歩会長]

よろしいですか。他に14番のところ、御意見ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは15番、同じく大河原委員から、追加でお願いいたします。

[大河原委員]

配慮書の22ページに、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等分布と、今回の風力発電機の設置予定範囲が記載されています。確かに土砂災害警戒区域としてはかぶっている部分がほとんどないんですけれども、よく御覧になると分かると思いますが、道沿いしか書いていないんですね。要するに、風車の設置予定地域で、土石流とかそういう

た土砂災害が起こらないわけではないということです。ここの中でそういった土石流等が発生しないということではございません。きちんと確認しながら進めてください。

[事業者]

御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、事業実施想定区域にかかっているような状況ではございますけれども、いただいた御意見に留意いたしまして、今後検討させていただければと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。そのように検討していただければと思います。他にいかがでしょうか。地形地質のところで、追加で御質問ございませんでしょうか。それでは、全体で何か御意見・御質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。リモートで参加の委員の皆さんもよろしいでしょうか。大嶋委員お願いします。

[大嶋委員]

かなり前の話題で申し訳ないですが、氷上山のところで、実施想定区域が氷上山へのハイキングコースと完全にかぶっていて、お社とか避難小屋とか、位置は確認されているということですが、影響が出ないようにできるだけ配慮していただきたいと思います。

[事業者]

御意見ありがとうございます。人と自然との触れ合いの活動の場でも選定させていただいておりますけれども、そのほか景観におきましても、氷上山までに至る登山ルートに関しましては、現況も確認させていただき予定としてございます。今後方法書にて、そのあたりの調査計画を示させていただければと思います。

[大嶋委員]

地元の方は、一生懸命ハイキングコースを整備して使われているようなので、きちんと配慮していただけたらと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。私も同じような質問をさせていただいて、回答をいただいておりますけれども、そこは避けるということをぜひ検討していただければと思います。極力避けるとか、できるだけではなくて、避けていただければと思います。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方からお願いいたします。

[事務局]

先ほど非公開と公開の情報が混乱してしまい申し訳ございません。非公開の中で営巣地に関する情報の御説明があるかもしれないということで、一旦非公開の中で事業者さんに説明いただきましたが、お話いただいた内容は、会長御指摘のとおり、公開部分で説明される内容で問

題ないと思います。原則審議会は公開するという趣旨から、もしよろしければ事務局の方で先ほどの事業者さんの御説明の概要と、それに対する委員からの御発言についての説明を繰り返させていただいてよろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。事業者さんの方よろしいですか。皆さんもよろしいでしょうか。はい、それではお願いいたします。

[事務局]

ありがとうございます。先ほどイヌワシの生息に関するヒアリング結果の御説明について、事業者さんの方からは、区域から近い位置に営巣地があり、営巣地から氷上山の尾根沿いに飛翔していると。氷上山の東側は分からないところもあるが、ハードルは高いという趣旨の御説明を専門家から受けたという御発言がございました。これに対して委員からは、どこで採餌しているかということではなくて、巣がここにあり飛翔しているとわかっている。これだけの情報もありながら、しかも保全区分A、Bになっていながら、計画を進めることは理解が難しい。そこから考え直さなければならないのではないかという趣旨の御発言がございました。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。間違いございませんか。そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれまで各委員から述べられた意見を審査会の意見としたいと思えます。イヌワシそれから景観、水源など、特にそういったものについて影響が懸念されますので、厳しい知事意見になるのではないかと考えております。事務局はこれらの意見を踏まえて、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。進行は事務局にお返しいたします。

[事務局]

ありがとうございます。事業者の方もお疲れ様でした。議事は以上となりますので、事業者の方は退席をお願いいたします。

最後に3のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。ないようですので、事務局から陸上風力発電事業のアセス審査状況について情報提供させていただきます。

(事務局から情報提供しました。)

[事務局]

他にございますでしょうか。それでは最後に、事務局から次の審査会の予定について御説明いたします。

(事務局から次の審査会の予定について説明しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。